



町民公益活動ってなあに？

目次:

1. 町民公益活動とはどのような活動ですか？	1
2. 町民公益活動の種類は？	1
3. 町民公益活動の担い手は？	1
4. 非営利とは？	2
5. NPOやボランティアなどの違いはなに？	2
6. なぜ公益活動が注目されているの？	3
7. 町民公益活動団体への支援は？	3
8. 財政的支援とは？	3
9. 環境の整備とは？	3
10. 情報の提供とは？	4
11. 人材育成とは？	4
12. ケガをしてしまったら、どうなる？	4
13. 町民公益活動を始めたのですが・・・	4

1. 町民公益活動とはどのような活動ですか？

「町民公益活動」とは、さまざまなニーズに対応したサービスを提供したり、社会的な課題を解決することによって、よりよい社会をつくるための、町民皆さんの自主的・自立的な社会貢献活動のことです。

行政や企業とは異なる立場で、これからの社会をつくっていく主体が町民皆さんであり、町民公益活動を行う団体といえます。

ポイントは、その活動が次の条件を満たしていることです。



営利、政治、宗教目的でない、自主的・自立的な活動である。不特定多数の第三者利益(公共性)に貢献している。

2. 町民公益活動の種類は？

多種多様な分野がありますが、例としては「地域・まちづくり」「文化・芸術」「国際交流・情報」「保健・福祉」「教育・学習」「人権・平和」「環境・防犯」などです。大切なのは、その活動が本人や団体の構成員のためだけではなく、社会全体に役立つことをめざしていることです。

3. 町民公益活動の担い手は？

個人のボランティアはもちろん、さまざまなサークルや団体、行政区、NPOまで、様々な人や組織が担い手です。余暇を社会に役立てたい人から継続的に公共サービスを行う団体まで多様です。

10. 情報の提供とは？

町民公益活動団体に関する情報をできるだけ幅広く収集し、提供することによって、団体相互の情報交換をするとともに、行政側の情報を積極的に情報提供する必要があります。

このような情報提供により「どのような内容の団体が活動しているのか」「行政は、団体にどのような支援をしているのか」など透明性の高い信頼関係を構築することが可能になります。

そのため、町では、公益活動への参加促進、交流等を図るため、団体の情報登録、紹介などの情報を提供するとともに、団体への支援手続に関する書類などを広報や町のホームページなどで公開することによって公正性と透明性を確保いたします。



11. 人材育成とは？

町民公益活動の発展には、リーダーやスタッフ、コーディネーターなどの人材の教育や個人の能力開発の機会を作り出すことが必要となります。

そのため、町では、団体が一堂に会し、お互いの意識を高め合うことや新たな人材を発掘するために、町民公益活動団体のニーズに即した内容の講演会や相談会を実施いたします。

12. ケガをしてしまったら、どうなる？

「けがをしたらどうしよう」「参加している子どもにけがを負わせてしまったら…」「相手の家で、ものを壊してしまったら」など、自由な活動だからこそ、「もしも」の不安があるのは当然です。

活動中の万一の事故に備えて、町では、「ふれあい保険」を用意しています。

「ふれあい保険」は、傷害保険・賠償責任保険の2つの制度がセットになっています。加入手続きは行政推進課で受け付けています。

13. 町民公益活動を始めたいのですが…。

町民公益活動のキーワードは「誰でも、気軽に」。

町民公益活動は、資格がなければできないものではありません。

初めはなかなか勇気がいることですが、まずは、できることから始めてみましょう。

町民皆さんの時間と力を少しだけ、誰かのために使ってみませんか？

町民公益活動を行いたいと思ったら、まず、行政推進課にお問い合わせください。

行政推進課では「町民公益活動をしたい」、「町民公益活動の援助を受けたい」、「活動したいけど、こんなことが心配…」など町民公益活動に関する相談を受けています。



愛川町役場

総務部行政推進課行政管理班

電話：046 - 285 - 2111(内)3244

046 - 285 - 6925(直通)

Fax: 046 - 286 - 5021

Email: gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp

ホームページ

<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>

6. なぜ公益活動が注目されているの？



公益活動が社会に広く認知されはじめたのは、阪神・淡路大震災でのNPOやボランティアによる救援活動などの成果が高く評価されたことがきっかけでした。

ますます多様化し複雑化する社会においては、誰にも平等・公平を基本とする行政や、営利を目的とする企業では、迅速かつ柔軟な対応が難しい場面があります。

しかし、機動性・柔軟性に富んだ公益活動団体は、行政や企業の弱い分野、できない分野を担う団体として、また、行政や企業と協働(=行政、企業、公益活動団体がそれぞれの特性を活かし、協力し合って活動すること)する町民皆さんの新しい活動主体として大きな可能性を秘めています。

7. 町民公益活動団体への支援は？

町では、愛川町自治基本条例を策定し、町民公益活動に係る支援を制度化しました。これは、行政による町民公益活動団体への支援のあり方や活性化のための環境整備についての条項を盛り込みました。

そのため、町では町民公益活動をサポートするために、さまざまな支援を行います。

例えば

財政的支援

活動拠点の提供や備品の供与

情報の提供

人材の育成

これらの支援を受けるためには、まずは町民公益活動団体として登録をしてください。



8. 財政的支援とは？

町民公益活動の活動資金は、自己資金で行うこと(自助努力)が前提です。しかし、現時点で十分に育っていない団体であっても、組織化された団体であっても、現実には、活動資金を調達する手段は限られており、補助金は団体にとって重要な資金源となっています。

そこで、町では、町民公益活動を促進するため、必要に応じて活動の目的や公益性、事業計画、効果等を総合的に審査し、予算の範囲内で財政的支援を行うこととしています。

9. 環境の整備とは？

団体相互の交流や行政との情報交換の場として気軽に打ち合わせをするような場所やコピー機、パソコン、電話など自由に利用できる設備を設置するなど、団体が活動しやすい環境を整える必要があります。

そのため、町では、各種団体やグループなど多種多様な人々が集い、情報の交換や相互の交流ができる活動拠点施設の提供をするとともに、活動に必要な備品を供与するなどの支援を行うこととしています。



4. 非営利とは？

「非営利」(= 営利を目的としない) という「お金儲けをしてはいけない」という意味に理解し、対価をとることはできないのではと考えられる方がいますが、この「非営利」とは、儲かった利益を構成員に分配しないという意味なのです。つまり、活動資金を得るために、収益を上げるような事業を行っても構わず、そこで得た利益を分配せず、新たな活動資金へまわせば問題はないのです。以前はボランティアなどの

公益活動は無償であるとして、交通費などの費用も自己負担というのが一般的でした。しかし現在では、交通費や材料費などの実費分(弁償分)は、活動に必要なものとして有償とすることもできます。活動を継続し「思い」を遂げるためにも有償活動も視野に入れ、自立活動として継続いただくことも考えられます。



5. NPOやボランティアなどの違いはなに？

NPO(エヌ・ピー・オー)とは、Nonprofit Organizationという英語の略称であり、日本語に訳すと「民間非営利組織」となります。

ボランティアとは、「個人が善意で行う無償の活動」です。例えば、ある方が近隣の公園や道路の清掃を善意で行っていたとしましょう。この方の行動を見て、有志が集まり、会則などをつくったり、活動報告などをする段階になった場合は、ボランティアグループやボランティア団体ということができるようでしょう。

さらに、活動が活発化し、役員会や事務局が置かれるなど、組織としての機能が整備され、営利を目的とせず、自発的に公益的な活動を継続的に行う民間組織であればNPOということができるでしょう。

また、行政区や自治会などの地縁組織がありますが、これらの組織は地域性が強く、特定の地区住民のための活動が中心となっています。

しかし、行政区や自治会などが、地域内の相互扶助活動(共益的活動)にとどまらず、地域にとらわれない公益的な活動を行った場合、それは町民公益活動ということができると思います。

自らの意思で社会のために何かしようとする点では、NPOもボランティアも同じであり、これらの活動を含め、さまざまなニーズに対応したサービスを提供したり、社会的な課題を解決するための、町民皆さんの自主的・自立的な社会貢献活動すべてが町民公益活動なのです。

